

第3章 福祉のまちづくりの推進

【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

1 バリアフリー社会の確立

(1) ハード面のバリアフリー化

野田市の「福祉のまちづくり運動」は、高齢者や障がい者の利用頻度の高い道路のバリアフリー整備について、福祉の予算として確保した上でできるところから対応していく市独自の事業活動として平成9年に「福祉のまちづくり元年」として位置付け高齢者、障がい者、警察、市職員等で構成したパトロール隊による「福祉のまちづくりパトロール」を、拠点区域（公共施設）を中心とする半径500メートル圏内を対象に実施しました。

また、平成25年度からは半径500メートルから1,000メートル圏内に拡大して実施し、30年度までに利用頻度の高い路線は完了しました。

そこで、当初に実施した路線は、既に20年以上が経過したこと、また、日常的に利用頻度の高い商業施設周辺での実施要望があることから、令和元年度からは、公共施設や商業施設を中心に、再度、半径500メートル圏内を対象に実施しています。

今後も、野田市独自の活動を引き続き推進していきます。

公共施設のバリアフリーについては、交通バリアフリー専門部会の意見を伺いファシリティマネジメント基本方針及び野田市公共施設等総合管理計画を進めていきます。

駅施設においては、バリアフリー新法に基づく「野田市移動円滑化基本構想」で重点整備地区として設定した東武野田線「愛宕駅周辺地区」について「愛宕駅西口駅前広場」の整備を進めるとともに、連続立体交差事業に合わせ駅のバリアフリー化を推進していきます。

また、道路等のバリアフリー化に限らず、施設内部の様々な障壁を取り除く必要があることから、施設管理者の事業者等に対し、施設内のバリアフリー化について必要な措置を講じる責務を規定した「千葉県福祉のまちづくり条例」の周知とともに、市及び事業者等の関係機関で組織する「福祉のまちづくり運動推進協議会」の啓発活動を通じて、関係者が一体となってバリア解消を目指していきます。

(2) ソフト面のバリアフリー

① 心のバリアフリーの推進

バリアフリーのまちづくりを進めることは、ノーマライゼーション社会の実現につながる重要な事業活動です。物理的（ハード面）な障壁への対応は改善されつつありますが、心理的障壁を除去（心のバリアフリー）するためには、誰もが障がいについて理解し、思いやりの心を持つことが何よりも重要だと考えられます。

そのため、障がいのある人が日常生活の中で困っていることや手助けの方法等について理解することが、最初に行動を起こすためのきっかけづくりとして大きな意味を

持つと言えます。

本市は、これまで福祉のまちづくりフェスティバル（市民ふれあいハートまつりと同時開催）において、障がい者・高齢者等の視線による疑似生活体験、視覚障がい者用パソコンの紹介や当事者団体による活動報告、発表などを行い、啓発に努めています。

また、障がい者を手助けする場合の適切な方法等について、当事者団体等の協力を得て、家庭、学校、地域での心のバリアフリーを推進していきます。

② 障がい者等に対する防災面でのバリアフリー

（野田市避難行動要支援者支援計画等）

本市では、これまで障がい者や高齢者などを災害時要援護者として位置付け、地域において災害時要援護者の把握や、支援体制づくりを進めていくため、自治会等への説明を継続的に行い、合意形成を図ることで災害時要援護者台帳の作成を進めてきました。

平成 25 年 6 月に災害対策基本法の一部改正により、災害時の避難に特に配慮を要する避難行動要支援者の名簿の整備が市町村の責務とされ、事前に同意確認を行うことで、避難支援団体等への名簿情報の事前提供が可能とされたことから、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項について地域防災計画の下位計画として避難行動要支援者支援計画を策定しました。

これまで自治会、自主防災組織の協力をいただいて作成してきた災害時要援護者台帳等を最大限に生かしつつ、法に基づく名簿の整備を進めるとともに、避難支援団体等と事前の情報共有を図ることで、災害発生時における実効的な避難支援活動が行われる体制づくりを進めます。

その他、「障がい者のための防災ハンドブック」を作成し、障がい者団体を通じ配布するとともに、障がい手帳交付時に窓口において配布をしています。

2 福祉活動の活性化を通じた地域の活性化

(1) コミュニティビジネスの検討

地域住民が主体的に地域の人材やノウハウ、資金等を生かして継続的に事業を行い、地域課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスの立ち上げ支援について検討しています。

これまで野田市では、障がい者（児）の雇用の場の創出という課題を、「ふれあい喫茶つくしんぼ」という喫茶店ビジネス形態で対応している例があります。

また、国（経済産業省）でも、コミュニティビジネスの創出推進に取り組んでおり、コミュニティビジネスに関する調査研究、ホームページやメールマガジンによる情報提供、交流会・シンポジウムの開催などを行い、2004 年（平成 16 年）、2006 年（平成 18 年）、2008 年（平成 20 年）にコミュニティビジネス事例集を発行し、65 団体の活動事例について情報提供しています。

今後とも、引き続き情報収集を行い調査研究するとともに、まずは地域的な課題の

把握及び整理から、その課題を解決するために必要なものは何か、どのような支援を市ができるのか発展的な可能性などを研究推進していきます。

(2) 福祉協力店制度の検討

野田市では、現在障がい者団体連絡会の「やさしい街マップ」の作成過程において、コンビニや商店等に協力していただいた各種の情報を得ています。

このような取組及び情報は、企業や店舗等が福祉活動に積極的に取り組んでいく機会の創出や、啓発活動としても非常に有効なことと思われます。

また、福祉活動に積極的に取り組む企業・店舗等を福祉協力店として登録し、その活動内容についての情報を「やさしい街マップ」と効果的に連携して市民に提供する「福祉協力店制度」の導入等、様々な事例を参考にしながら制度の在り方などについて、引き続き情報収集を行い調査研究していきます。